

20.02 項～20.05 項又は 20.08 項 1. 釜飯の素（具と調味液から成る調製食料品）の関税分類について

「釜飯の素」は、野菜等を混合した具（固形状のもの）及び調味液から成る物品であり、炊飯時に米に加えて、釜飯を作るために用いられるものである。

調味液の全重量に占める割合が具より多いものであっても、具をある程度含有している場合は、風味が主に具により与えられることに鑑み、原則として具に特性があると認め、具のうち最大重量のものが属する項に分類する。

具が野菜ときのこの場合、属する項が異なることとなる。具体的には、例えば次のようなものがある。

- (1) 下処理したにんじん、ひらたけ、えのき、きくらげ、しめじ、しいたけ及びまつたけを調味液と共に袋詰めし、加熱殺菌したもの。

(成分割合)	にんじん	10.0%	しめじ	3.0%
	ひらたけ	7.0%	しいたけ	1.5%
	えのき	5.0%	まつたけ	1.5%
	きくらげ	5.0%	調味液	67.0%

(1 袋当たりの重量) 400 グラム (気密容器入りでないもの)

分類：具のうち最大重量を占めるきのこの調製品として第 20.03 項に分類する。

- (2) 下処理したたけのこ、にんじん、せり、れんこん、ひめたけ、きくらげ及びわらびを調味液と共に袋詰めし、加熱殺菌したもの。

(成分割合)	たけのこ	12.0%	ひめたけ	4.0%
	にんじん	5.0%	きくらげ	2.5%
	せり	4.0%	わらび	2.5%
	れんこん	4.0%	調味液	66.0%

(1 袋当たりの重量) 400 グラム (気密容器入りでないもの)

分類：具のうち最大重量を占める野菜の調製品として第 20.05 項に分類する。

20.04 項 1. あん類の分類について

1. 対象となる物品の範囲

あずきその他の豆（野菜として分類されるものに限る。例えば、青えんどう）を煮たもの及び砂糖その他の糖類を主体とする粒あん、練あん、しるこ粉末等のあん類。

2. 取扱い

（1）乾燥全重量に対する砂糖その他の含有糖類の割合が 70%以下のあん類は原則として第 20.04 項又は第 20.05 項に分類する。

（2）上記以外のあん類については、第 21.06 項に分類する。

2005.99 1. にんにくの粉（気密容器入りのもの（容器ともの1個の重量が10キログラム以下のものに限る。））

にんにくを単に粉砕し、乾燥したものは、乾燥野菜として第 0712.90 号に分類され、凝固防止剤（高級脂肪酸の塩等）の添加等の調製をしたものが、この号に分類される。

（注）気密容器とは、容器の内圧と外圧とが異なっても空気を完全にしゃ断できる容器である。

通常使用されている気密容器には、次のようなものがある。

- イ 缶 詰：巻締又はろう付けをしたもの
- ロ 瓶 詰：ガラス製、プラスチック製又は金属製の瓶で、すり合わせのある共ぶたがあり、封ろうによりシールしたもの、コルク、柔軟なプラスチック、ゴム等の完全なパッキングを有する王冠又はスクリュウキャップ（簡単にスクリュウがゆるまないようにしてあるもの）のあるもの及びコルク栓又はゴム栓を有し、簡単にその栓が抜けないもの
- ハ つ ぼ 詰：封ろうによりシールしたもの
- ニ チューブ入り：金属又はプラスチック製のチューブでコルク、柔軟なプラスチック又はゴム等の完全なパッキングのあるスクリュウキャップ付きのもの又は口に穴をあけ又は切断して内容物を出すタイプのもの
- ホ 袋 詰：アルミ箔その他の金属はくの袋で、防湿セロハン、プラスチックフィルム等を張り合わせ、熱溶融密封してあるもの
- ヘ そ の 他：プラスチックフィルム等からなる容器であっても下記の基準を満たすものは、気密容器として取り扱ってよい。

（プラスチックフィルム等からなる気密容器の基準）

項目	基準
状態	熱溶融密封してあること 密封部に内容物のかみ込みがないこと
酸素透過度	温度 20℃、乾燥状態において 1 ml / m ² · 24 h 以下であること
密封部の強度	熱封かん強度試験で測定された値が 23 N 以上であること（熱封かん強度試験の方法は「食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年 12 月厚生省告示第 370 号）第 3 器具及び容器包装の部 B 器具又は容器包装一般の試験法」の項に示す方法による）

この取扱は、他の税番の「気密容器入りのもの」についても適用する。

20.07 項又は 20.08 項 1. 関税率表第 20.07 項に規定する「フルーツピューレー及びフルーツペースト」、第 20.08 項に規定する「パルプ状のもの」の解釈について**1. 「フルーツピューレー」の解釈**

フルーツピューレーとは、果実を粉砕し、あみ目 2mm 程度以下のスクリーンを有するパルパーで裏ごししたもので、液状又は流動性のあるものをいう。

2. 「フルーツペースト」の解釈

フルーツペーストとは、フルーツピューレーから水分を除去し、固形又は固形状としたものをいう。

3. 「パルプ状のもの」の解釈

パルプ状のものとは、果実を粉砕し、あみ目 2mm 程度以上のスクリーンを有するパルパーで裏ごししたもので、フルーツピューレーより裏ごしの度が低く、繊維質が肉眼で確認できるほど粗いものをいう。

4. フルーツピューレー、フルーツペースト、パルプ状にこれら以外のもの（例えばセグメント等）が加えられたもので、加えられた物品の重量が 30%未満のもの又は 30%以上のものでその特性が変化していないもの若しくは容易に除去可能とみられるものは、混合前のものとみなす。

20.08 項 1. かんしょ及びさといもの調製品の取り扱いについて

(1) 本品は、第 20.08 項に分類する。

(2) その理由は、

イ 「野菜」という語は第 7 類においてさといも、ヤム芋及びかんしょ（さつまいも）を含まない。第 20 類においても同義に解釈されるべきであり、第 20 類の注 3 及び注 1 (a) において「野菜」の範囲は拡大されない。

ロ 第 20 類の注 3 における“as the case may be”という表現により、第 20.04 項及び第 20.05 項には「野菜」のみが分類され、第 20.01 項には野菜、果実、ナットその他食用の植物の部分が分類されると解釈される。この場合、かんしょ及びさといもは、第 20.06 項の関税率表解説にもあるとおり食用の植物の部分と解釈する。

2008.20 1. 気密容器入りのパイナップルに関する CODEX 規格について

関税率表第 2008.20 号に規定する気密容器入りのパイナップルで、「細片にし又は破碎したもの」とは、パイナップル缶詰(Canned pineapple)の CODEX 規格の定義 1.3.12 に定める「破碎又は細片」(Crushed or Crisp Cut)に該当するものとして取り扱って差し支えない。

2008.97 1. ミックスドフルーツ等

二種以上の果実から成る調製品（一の果実の含有量が全重量の 50%を超えるものを除く。）で、次の要件を満たすものを関税率表第 20.08 項に属する「ミックスドフルーツ、フルーツサラダ及びフルーツカクテル」として取り扱う。

- イ 当該果実の大部分が液果（漿果）であること。
- ロ 調味をしてないもの又は単に甘味を付けたものであること。
- ハ 果実の形状がその種類によりおおむね下表に掲げる形状のものであること。

果実の種類	果実の形状
桃及びなし	二つ割り、四つ割り、スライス又はさいの目形
パイナップル	くさび形又はさいの目形
りんご	くさび形、スライス又はさいの目形
びわ	二つ割り又は個々の粒
あんず	二つ割り
かんきつ類	個々のふくろ
ぶどう	個々の粒
さくらんぼ	個々の粒、二つ割り又は四つ割り
その他の果実	均等な断片

2008.99 1. かんしょ（単に蒸気又は水煮による加熱調理をした後、乾燥したもので、全形のもの及び断片状のものに限る。）

かんしょ（単に蒸気又は水煮による加熱調理をした後、乾燥したもので、全形のもの及び断片状のものに限る。）は、いわゆる干しいものことで、蒸切干し、乾燥いもとも呼ばれる。調味料を一切用いず、かんしょをそのまま蒸す又は水煮した後、熱いうちに剥皮し、剥皮後、冷めてから0.5cm～1cm厚にスライスし、天日又は機械により数日間乾燥させたものである。

いもが小さい場合には、スライスせずに乾燥させる場合もある。また、スライス後、さらに細断される場合もある。

製品は、弾力があり、品質によって上物は飴（べっこう）色に透き通り艶がある。中物はべっこう色からダークグレイ。下物は黒又は灰色を呈する。又、表面に白く粉（麦芽糖）が吹いている場合がある。

20.09 項 1. くえん酸等を添加した果汁の取扱いについて

くえん酸等を添加した果汁で、当該製品中の酸の総量が次に掲げる基準値を超えるものは、果汁の本来の性格が失われたものとして、関税率表第20.09項には分類しないこととする。

果汁の種類	基準値（製品100g中の総酸量）
ぶどう果汁（ブリックス68度）	酒石酸として10.4g
りんご果汁（ブリックス58度）	りんご酸として7.3g
バレンシアオレンジ果汁（ブリックス65度）	くえん酸として15.9g

（注）濃度が上記以外のものは、比例計算により基準値を求める。

バレンシアオレンジ果汁（ブリックス60度）の場合：

$$14.7g \quad (15.9g \times 60 / 65 = 14.7g)$$

2009.90 1. 混合ジュース

関税率表第 2009.90 号において、果汁、野菜ジュース及びその他のもの（ココナッツジュース）のうち 2 種類以上のものから成るものについては、次のとおり分類する。

- ① 果汁が最大の重量を占めるものは、同表第 2009.90 号－1「果汁を主成分とするもの」に分類する。
- ② 野菜ジュースが最大の重量を占めるものは、同表第 2009.90 号－2「野菜ジュースを主成分とするもの」に分類する。
- ③ その他のもの（ココナッツジュース）が最大の重量を占めるものは、同表第 2009.90 号－3「その他のもの」に分類する。

最大の重量を占めるものの決定において、複数の果汁又は野菜ジュースから成るものについては、同じ種類のを合計するものとする。

なお、果汁、野菜ジュース及びその他のもの（ココナッツジュース）のうち最大重量を占めるものが 2 種類以上ある場合には、等しく考慮に値する税細分のうち数字上の配列において最後となる細分に分類する。

具体例は以下のとおり。

例 1：りんご果汁 50%及びにんじんジュース 50%から成るもの

果汁及び野菜ジュースを 50%ずつ含有し、最大の重量を占めるものが 2 種類あるため、等しく考慮に値する税細分のうち数字上の配列において最後となる同表第 2009.90 号－2 に分類する。

例 2：みかん果汁 30%、りんご果汁 30%及びほうれんそうジュース 40%から成るもの

果汁が合計 60%となるため、果汁が最大の重量を占めるものとして同表第 2009.90 号－1 に分類する。

例 3：レモン果汁 48%、にんじんジュース 48%及びココナッツジュース 4%から成るもの

果汁及び野菜ジュースを 48%ずつ含有し、最大の重量を占めるものが 2 種類あるため、等しく考慮に値する税細分のうち数字上の配列において最後となる同表第 2009.90 号－2 に分類する。